

議案第十七号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例
杉並区営住宅条例（平成九年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条中「三月分」を「一月分」に改める。

別表第二中

杉並区営上井草二丁目アパート

一七、〇〇〇円

を

杉並区営下高井戸一丁目アパート	二一、〇〇〇円
杉並区営上井草二丁目アパート	一七、〇〇〇円

に、

杉並区営宮前四丁目アパート	一四、〇〇〇円
杉並区営久我山四丁目第二アパート	一四、〇〇〇円

を

杉並区営高井戸西二丁目アパート	一九、〇〇〇円
杉並区営宮前四丁目アパート	一六、〇〇〇円
杉並区営久我山四丁目第二アパート	一六、〇〇〇円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区営住宅条例第四十三条の規定は、施行日以後に使用を許可する駐車場の保証金について適用し、施行日前に使用を許可した駐車場の保証金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の杉並区営住宅条例別表第二に規定する杉並区営下高井戸一丁目アパート及び杉並区営高井戸西二丁目アパートに設置する駐車場の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

区営住宅二箇所に駐車場を設置するほか、駐車場の保証金の額を引き下げる等の必要がある。

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>（準用）</p> <p>第四十三条 駐車場の使用については、第三十六條から前条までに定めるもののほか、第九條（第一項第一号ただし書に係る部分を除く。）、第十一條、第十二條第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第十五條、第十七條、第二十條第一項、第二十一條及び第三十四條第二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区営住宅」とあるのは「駐車場」と、第九條第一項中「第五條第四項及び第五項並びに前條第一項及び第二項」とあるのは「第四十條第一項」と、同項第一号中「規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書」とあるのは「誓約書」と、同</p>	<p>（準用）</p> <p>第四十三条 駐車場の使用については、第三十六條から前条までに定めるもののほか、第九條（第一項第一号ただし書に係る部分を除く。）、第十一條、第十二條第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第十五條、第十七條、第二十條第一項、第二十一條及び第三十四條第二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区営住宅」とあるのは「駐車場」と、第九條第一項中「第五條第四項及び第五項並びに前條第一項及び第二項」とあるのは「第四十條第一項」と、同項第一号中「規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書」とあるのは「誓約書」と、同</p>

項第二号中「当初使用料の二月分」とあるのは「駐車料の一月分」と、同条第三項中「第六条又は第七条」とあるのは「第三十八条各号」と、第十一条見出し、第一項、第三項及び第四項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第五項中「第二十条第一項」とあるのは「第四十三条において準用する第二十条第一項」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、第十二条の見出し中「使用料等」とあるのは「保証金」と、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と、「使用料」とあるのは「保証金」と、第十七条中「居住」とあるのは「駐車場を使用」と、「省令」第十一条に規定するところによるほか、「規則」とあるのは「規則」と、第二十一条第一項中「第九条第一項第二号」とあるのは「第四十三条において準用する第九条第一項第二号」と、「使用

項第二号中「当初使用料の二月分」とあるのは「駐車料の三月分」と、同条第三項中「第六条又は第七条」とあるのは「第三十八条各号」と、第十一条見出し、第一項、第三項及び第四項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第五項中「第二十条第一項」とあるのは「第四十三条において準用する第二十条第一項」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、第十二条の見出し中「使用料等」とあるのは「保証金」と、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と、「使用料」とあるのは「保証金」と、第十七条中「居住」とあるのは「駐車場を使用」と、「省令」第十一条に規定するところによるほか、「規則」とあるのは「規則」と、第二十一条第一項中「第九条第一項第二号」とあるのは「第四十三条において準用する第九条第一項第二号」と、「使用

料」とあるのは「駐車料」と、同条第二項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、第三十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。

料」とあるのは「駐車料」と、同条第二項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、第三十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。